

(1) 新ビジョンの目的（案）について

(1) 道路や鉄道など基盤整備の進展に伴う利活用の促進

国土形成計画の中部圏広域地方計画では、本地域は名古屋を中心とする中部圏のなかで自立的な広域連携都市圏として位置付けられている。その前年に策定された国土形成計画（全国計画）では、東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されるとしている。平成 39 年（2027 年）には、リニア中央新幹線の東京、名古屋間の開通、飯田駅設置が予定され、リニア中央新幹線と東海道新幹線を結ぶ飯田線を含め、相乗効果の発揮が期待される。

三遠南信自動車道の整備の進展も見込まれることから、新東名高速道路や東名高速道路と国道 1 号などの東西の交通軸に加え、南北軸での交流が促進されるものと期待する。今後においては、こうした交通基盤の整備促進を地域経済の活性化、地域住民の交流に結び付けることが重要である。

(2) 産業構造の転換期を先取りする産業創造力の強化

平成 20 年（2008 年）のリーマンショック、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、ものづくり産業を中心とする本地域の経済に深刻な影響を与えた。この間、本地域では、豊橋市、浜松市、飯田市を中心として、新産業 4 分野「次世代輸送用機器産業」「航空宇宙産業」「健康医療産業」「新農業」の成長産業化に取り組んできた。

近年、急激に起きている IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等の技術革新は、第四次産業革命とも呼ばれ、本地域の成長を実現していくため、取り込んでいかなければならない要素である。人口減少による中小企業における技術の継承や労働力の確保も課題となっている。

こうした産業構造の転換期に、産・学・官の連携やベンチャー企業等との連携により、ものづくり産業で確固たる地位を築いてきた本地域の産業創造力を強化し、県境地域の連携の蓄積を強みとして、業界や分野の境界域にイノベーションを呼び込む風土づくりが求められる。

(3) 三遠南信地域特有の地域資源の再認識と活用

平成 31 年（2019 年）のラグビーワールドカップ、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック、平成 38 年（2026 年）の愛知・名古屋アジア競技大会など今後 10 年の間に多くの外国人観光客が訪れ、日本人も含め、国内で人の動きが活発化するものと推測される。平成 28 年（2016 年）に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光先進国」という新たな旗を掲げ、訪日外国人観光客を平成 32 年（2020 年）に 4,000 万人、平成 42 年（2030 年）には 6,000 万人の目標を掲げる。

南アルプス国立公園、天竜・奥三河国定公園、中央アルプス一帯など、本地域は、世界に冠たる自然景観を有するとともに、花祭りや霜月祭りなどの無形民俗文化財、更には、豊橋市や磐田市、浜松市を拠点とするプロスポーツチームを有し、楽器産業の立地により音楽のまちづくりが盛んな地域でもある。平成 29 年（2017 年）、浜松市の井伊谷を舞台とする NHK 大河ドラマ「おんな城主直虎」が放映を契機に、観光誘客に向けた地域の連携活動が活発化し、改めてこの地域の歴史的つながりを感じることもなった。こうした自然環境や伝統芸能などの文化財やスポーツ・音楽文化に加え、海拔 0m から 3,000m の地形のなかで育まれる食文化や農林水産業、伝統工芸品など、この地域は多様で特徴的な地域資源を数多く有する。

今後においては、本地域の歴史的なつながりを背景として、本地域特有の地域資源の強みを活かし、インバウンド需要の取り込みや交流人口の拡大を目標とした施策の展開が求められる。

(4) 県境を越えて流域住民が共存できる生活圏の形成

本地域の人口は、平成 17 年（2005 年）の 252 万人をピークに減少に転じた。国においても、平成 20 年（2008 年）をピークに減少局面に入り、人口移動の面では、東京一極集中が進行している。

本地域には、過疎地域や限界集落が数多く存在し、政令指定都市から人口 1,000 人に満たない村まで行政の枠組みも多様である。とりわけ、南信州地域や奥三河地域には、平成の大合併で、合併を選択しなかった町村も多く、その一方で広域連合などの広域連携が盛んな地域である。現在 39 市町村で構成される三遠南信地域にとって、人口減少や少子高齢化の進行により、移住・定住促進や空き家、空き公共施設対策などは身近で喫緊の共通課題となっており、国が進める地方創生や「Society5.0（超スマート社会）」などの政策の動向を注視し、互いの情報を共有し連携して取り組むことも有効である。

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災や平成 28 年（2016 年）の熊本地震は、仙台市や熊本市などの大都市においても地震が例外なく起こることを知らしめた。また、震災時においては、改めて人と人、地域と地域のつながりが大切であり、いつくるかわからない大規模災害に備えて地域間、住民間の交流・連携を重ねていく必要がある。

(5) 地域の持続的発展を支える人づくり

これまで本地域を支えてきたものづくり産業や農林水産業の現場で、また介護や医療などの健康医療分野においても、労働力不足が顕著になってきている。今後の第4次産業革命に備え、ITなど高度情報化に対応できる人材や中山間地域でまちづくりやコミュニティビジネスに取り組む人材も必要である。

こうした労働力不足や次代に備えた人材の確保に当たっては、地域の人材を育成するか、域外から人を呼び込むかのどちらかである。

地域の人材育成においては、初等教育から高等教育までの教育機関は、比較的充実しているものの、雇用の場面において需給のミスマッチが発生しやすく、比較的早い段階から、地域の産業を幅広く知ってもらう仕組みが必要である。

域外からの人材を呼び込むためには、働く場があることはもちろんであるが、充実した生活や教育環境など地域の魅力を高めていくことも大切な視点である。労働の現場に限らず、地域社会において存在する様々な偏見や差別の障壁を取り除き、女性や高齢者、外国人、障害者、LGBT などあらゆる人材が活躍でき、多様性を受け入れる社会環境づくりに三遠南信地域が取り組む意義は大きい。

(2) 新ビジョンのテーマと地域像（案）について

1 新ビジョンのテーマについて

(1) 新ビジョンテーマの案

三遠南信流域都市圏の創生 ～日本の県境連携モデルの構築～

(2) 新ビジョンテーマの考え方

三遠南信地域の交流は、中央アルプスと南アルプスなどの北部の山々を水源とし、太平洋に注ぐ天竜川、豊川流域を基軸として、道や鉄道を通じて人々が行き交い、歴史を積み重ねてきた。人と人、地域と地域のつながりは、川の流れのように途切れることはない。

我々、三遠南信地域住民は、信頼関係のもと互いに協力し、この地域の持続的発展と自立を目指し、この地域を創生するという考えのもと、新ビジョンのテーマ「三遠南信流域都市圏の創生」を共有するものとする。

また、県境を跨いだこの地域の交流・連携が日本の地方創生に重要な意味を持つことを展望する。

(3) 現行ビジョンのテーマ（参考）

三遠南信 250 万流域都市圏の創造 ～世界につながる日本の中央回廊～

2 新ビジョンが目指す地域像

(1) 大都市圏・世界との結ばれる都市圏の形成

三遠南信地域は、三大都市圏を含むスーパー・メガリージョン構想の中で、中核的な越境地域としての都市圏を形成し、東西軸方向では太平洋ベルトと、リニア中央新幹線により新たに形成される横軸の一部を担うこととなり、またその2本の東西軸を南北でつなげる地域となる。

このため、東西軸では名古屋圏・近畿圏や首都圏、並びに環太平洋諸国との交流と連携、南北軸では日本海地域や東アジア諸国との結び付きが容易になり、大都市圏・世界を結ぶ中核的な都市圏としての形成を目指す。

(2) 中部圏での中核的な都市圏の形成

三遠南信地域は中部圏において、名古屋圏とともに自立した都市圏の形成を目指している。今後は、三遠伊勢連絡道路の構想など、高次都市機能の集積が進む名古屋圏との機能連携を図ることにより、中部圏での中核的都市圏としての役割を担い、伊勢湾を中心に産業や文化等の多様なネットワークを構築することが期待できる。

(3) 流域循環圏の形成

三遠南信地域は、古くから天竜川・豊川の流域を基盤とした自然豊かな生活・文化・経済圏を形成してきた。時代とともに生活・文化・産業資源等は変容してきているが、流域圏による地産地消経済社会の重要性は益々高まり、資源を有機的にネットワークして循環する生活・産業システムの必然性は一層高まっていると言える。

三遠南信地域では、この流域循環圏の形成を目指し、自立的で個性的な地域を創造することを目指す。

3 新ビジョンの地域構造

(1) 三遠南信地域のゲートウェイ

三遠南信地域の北の玄関としてのリニア中央新幹線の長野県駅（飯田市内）や中央自動車道、三遠南信地域と三大都市圏を高速で結ぶ東海道新幹線や、新東名高速道路、東名高速道路は南の玄関として日本の東西を結ぶ大変重要な社会基盤である。

三遠南信地域と海外を結ぶ港湾として三河港と御前崎港があり、空港としては、富士山静岡空港がある。これら三遠南信地域のゲートウェイを地域一体で整備する。

(2) ゾーニング

三遠南信地域を東名高速道路、新東名高速道路を境界にして3つのエリアにゾーニングし、整備方針を検討する。

① 太平洋沿岸ゾーン

東名高速道路から南の地域は、広域幹線道路として、東名高速道路や国道1号、国道23号の東西幹線が地域を貫き、西に三河港、東に御前崎港の国際港湾を擁している。

政令指定都市である浜松市と中核市である豊橋市とを広域交通網や情報網でより緊密に結び付け、圏域の核として高次都市機能や経済・文化的な機能集積圏を形成することにより、圏域全体の発展を牽引する。

② 内陸ゾーン

東名高速道路と新東名高速道路に挟まれた地域は、郊外市街地と都市近郊農業地帯が混在する中で、急速に産業開発等が進んでいる地域である。

特に、新東名高速道路のインターチェンジや、スマートインターチェンジの整備が予定された周辺では、交通便利性の高まりや災害リスクの視点から産業開発や企業立地が進んでいる。

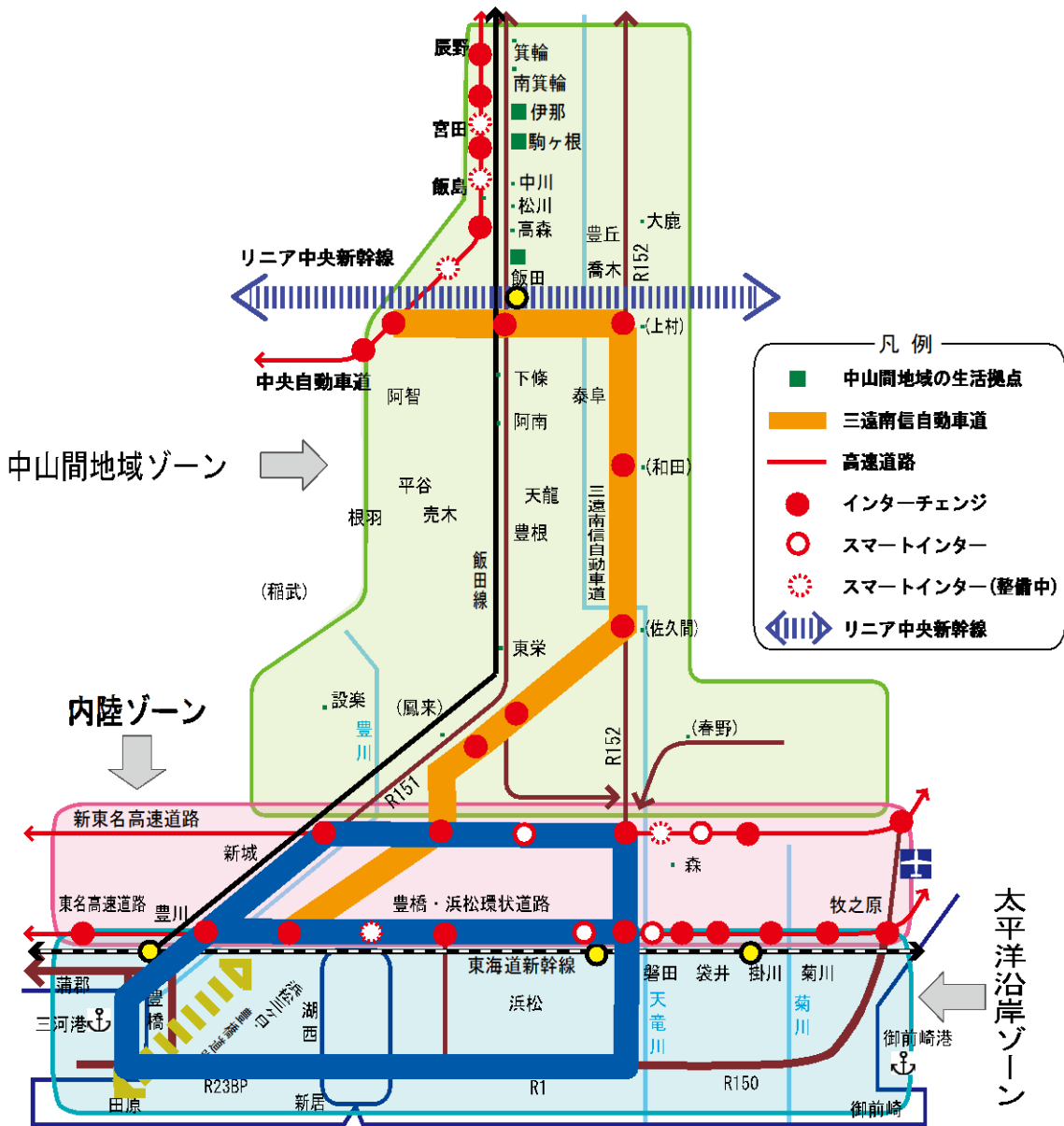
浜名湖や地域の森林などの自然環境との調和を保ちつつ、既存集積ゾーンとのネットワークを考慮した開発を進めていくことが必要である。

③ 中山間地域ゾーン

新東名高速道路より北側に位置する中山間地域は、過疎化・高齢化が進む地域である。優れた自然環境や地域資源と調和したエコツーリズム、グリーンツーリズムの価値観やライフスタイルの多様化に対応した交流人口の拡大を一層進める。

また、中央自動車道沿線地域は、比較的工業集積が高く、周辺開発が進んでいる。三遠南信自動車道の整備が進む中、内陸フロンティアゾーンや既存集積ゾーンとの活発な交流による地域振興、日本海の経済・文化圏とのつながりや、リニア中央新幹線による新たな東西ネットワークを強化していくことが重要である。

流域都市圏として、3つの性格を持ったゾーンの循環性を確保するために、三遠南信自動車道の整備の促進とそれに接続する浜松三ヶ日・豊橋道路の早期実現、リニア中央新幹線の長野県駅を中心とした高速ネットワーク網の整備を進めていくことが必要である。



(3) 新ビジョンの地域連携事業の方針と事業イメージ（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

1 連携事業の政策体系について

(道)

基本方針 1 中部圏の中核的な都市圏となる地域基盤の形成

圏域内外の人・もの・情報の流動を一層進めることで、「中部圏の中核的な都市圏となる地域基盤の形成」を目指す。

(技)

基本方針 2 多様な産業構造の形成

既存産業の活力増進を図るための人材・労働力の確保・育成や、圏域内の広域的な産業及び大学連携、圏域外からの投資を促し、多様な産業構造の形成を目指す。

(風土)

基本方針 3 個性を生み出す、地域資源の活用

三遠南信地域の特有の地域資源の広域的なつながりによる価値づくりを進めるとともに、圏域外への効果的な発信を目指す。

(山・住)

基本方針 4 魅力的で安心な暮らしのある地域の形成

資源の循環利用を流域圏で進めながら、中山間地も含めた、住民の生活環境の維持と向上に向けた、圏域全体での地域づくりを目指す。

(人)

基本方針 5 地域の持続的発展に向けた人材の育成と確保

産・学・官の連携を強化し、地域の産業経済・地域経営等を支える人材の育成・確保による、地域の持続発展的な仕組みづくりを目指す。

(名称)

第1条 本会は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）と称する。

(目的)

第2条 SENAは、三遠南信地域連携ビジョン（以下「連携ビジョン」という。）のテーマである「三遠南信250万流域都市圏の創造」のため、東三河地域、遠州地域及び南信州地域（以下「三遠南信地域」という。）の県境を越えた地域連携を推進し一体的な圏域の発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 SENAは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 三遠南信サミットの開催
- (2) 連携ビジョンに定めた重点プロジェクト（以下「重点プロジェクト」という。）の推進
- (3) 重点プロジェクト推進状況の評価
- (4) 道州制に関する国等への働きかけ
- (5) NPO法人、企業等が取り組む三遠南信地域の連携に資する活動に対する支援
- (6) 三遠南信地域の一体的な圏域を確立するための組織の検討
- (7) その他SENAの目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 SENA構成員は三遠南信地域に係る普通地方公共団体及び商工会議所、商工会のうち別表1に掲げるものとする。

- 2 連携ビジョンの推進に関し、専門的な助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。
- 3 連携ビジョンの推進に関し、協力および意見を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 SENAに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 2名

2 会長は浜松市長をもって充て、副会長は豊橋市長、飯田市長、浜松商工会議所会頭、豊橋商工会議所会頭及び飯田商工会議所会頭をもって充てる。

3 監事は、前条第1項に規定するSENA構成員の代表者（ただし、県においては、広域行政を所掌する部局及び交通基盤整備を所掌する部局の代表者とする。）（以下「代表者」という。）のうちから、次に掲げるそれぞれ1名を委員会が選任する。

- (1) 市町村長
- (2) 商工会議所の会頭又は商工会の会長

4 会長は、会務を総理し、SENAを代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

6 監事は、会計を監査し、監査結果を委員会に報告する。

(総会)

第6条 総会は代表者をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会は、書面によって決議する総会とすることができる。
- 4 総会は、代表者の2分の1の出席をもって成立するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーの出席を求めることができる。ただし、アドバイザー及びオブザーバーは議決権を持たない。

(総会の決議事項)

第7条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) SENAの規約及び規程の改正
- (2) SENAの事業計画
- (3) SENAの歳入歳出予算
- (4) SENAの歳入歳出決算
- (5) SENAへの加入
- (6) SENA構成員の負担金の負担方法及びその額
- (7) アドバイザーの設置
- (8) その他目的達成のために必要な重要事項

(委員会)

第8条 SENAに委員会を置く。

- 2 委員会は、代表者のうち次の委員をもって組織する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 東三河地域市町村長 2名
 - (4) 遠州地域市町長 2名
 - (5) 南信州地域市町村長 2名
 - (6) 商工会議所の会頭及び商工会の会長 12名
 - (7) 県の交通基盤整備を所掌する部局の代表者 1名
- 3 委員会に委員長1名を置き、会長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。
- 5 委員会は、書面によって決議する委員会とすることができる。
- 6 委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立するものとする。
- 7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要に応じてアドバイザーの出席を求めることができる。ただし、アドバイザーは議決権を持たない。

(委員会の決議事項)

第9条 委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 三遠南信サミットの開催
- (2) オブザーバーの設置
- (3) 専門委員会の設置
- (4) 事業部会の設置
- (5) その他目的達成のために必要な事項

2 委員会は、第7条に規定する総会の決議事項について審議する。

(幹事会)

第10条 SENAに幹事会を置く。

2 幹事会は、SENA構成員の市町村、商工会議所および商工会の職員のうちから、会長が指名した幹事をもって組織する。

3 幹事会に幹事長1名を置き、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。

5 幹事会にアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは会長が指名する。

6 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 幹事会は、稟議によって行うことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長の命を受けて専門的な見地から目的達成に必要な事業を処理する。

3 専門委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(事業部会)

第12条 委員会は、必要に応じて事業部会を置くことができる。

2 事業部会は、会長の命を受けて、SENA構成員が参画し事業を推進する。

3 事業部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第13条 SENAは、委員、アドバイザー及び専門委員に、その職務を行うために要する報酬又は費用弁償を支払うことができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 SENAの経費は、SENA構成員の負担金、その他の収入をもって充てる。

2 前項のSENA構成員の負担金の負担方法及びその額は、総会で定める。

3 SENAの会計年度は、各年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 SENAの事務局は、浜松市企画調整部企画課内に置く。

2 SENAの事務局の組織及び運営については別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年11月20日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、平成20年11月20日に始まり、平成21年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成21年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

「別表1」 SENA 構成員

行政	市町村	東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
		遠州地域	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市
		南信州地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村
	県	愛知県、静岡県、長野県	

経 済	商工会議 所、商工 会	東三河地域	豊橋商工会議所、豊川商工会議所、蒲郡商工会議所、音羽商工会、一宮商工会、小坂井商工会、御津町商工会、田原市商工会、渥美商工会、新城市商工会、設楽町商工会、東栄町商工会、豊根村商工会、津具商工会
		遠州地域	浜松商工会議所、磐田商工会議所、袋井商工会議所、掛川商工会議所、浜名商工会、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会、湖西市商工会、新居町商工会、磐田市商工会、浅羽町商工会、森町商工会、大須賀町商工会、大東町商工会、菊川市商工会、御前崎市商工会
		南信州地域	飯田商工会議所、駒ヶ根商工会議所、伊那商工会議所、松川町商工会、高森町商工会、阿南町商工会、阿智村商工会、平谷村商工会、根羽村商工会、下條村商工会、売木村商工会、天龍村商工会、泰阜村商工会、喬木村商工会、豊丘村商工会、大鹿村商工会、飯島町商工会、中川村商工会、宮田村商工会、伊那市商工会

第2次三遠南信地域連携ビジョン策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第11条第3項の規定に基づき、第2次三遠南信地域連携ビジョン策定委員会（以下、「策定委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議の会長の命を受け、第2次三遠南信地域連携ビジョン（以下、「新ビジョン」という。）策定に係る次の事務を行う。

- (1) 新ビジョン案の作成
- (2) 新ビジョン案の作成に必要な調査・研究
- (3) その他新ビジョンの策定に必要と認められる事務

2 策定委員会は、前項各号の事務について、必要に応じ三遠南信地域連携ビジョン推進会議の会長に報告を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 策定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長、及び副委員長は、SENA 会長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(アドバイザー等)

第4条 策定委員会には、別表第2に掲げるオブザーバーを置き、策定委員会への出席を求めることができる。

- 2 策定委員会はオブザーバーの他、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 策定委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、書面等の会議を招集しない方法により決議に代えることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議事務局において行う。

(謝礼)

第7条 委員が策定委員会に出席したときは、委員等に対し謝礼を支払うことができる。ただし、三遠南信地域連携ビジョン推進会議の構成員に所属する職員にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する謝礼の額は、日額 7,000 円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が策定委員会に出席したときは、出席に係る費用の弁償を行う。ただし、三遠南信地域連携ビジョン推進会議の構成員に所属する職員にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する費用弁償の額は、別表第3に定める方法によって算出するものとする。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

分類	団体	役職	氏名
委員長	静岡文化芸術大学	副学長	池上 重弘
委員	豊橋技術科学大学	副学長	大貝 彰
委員	法政大学	教授	高柳 俊男
委員	愛知大学	教授	戸田 敏行
委員	浜松市	企画調整部長	山名 裕
委員	御前崎市	総務部長	増田 正行
委員	菊川市	企画財政部長	大野 慶明
副委員長	豊橋市	企画部長	広田 哲明
委員	豊川市	企画部長	池田 宏生
委員	田原市	企画部長	石川 恵史
委員	飯田市	総合政策部長	今村 和男
委員	泰阜村	総務課長	土岐 喜伸
委員	平谷村	総務課長	滝澤 浩
委員	静岡県	知事戦略課長	高畑 英治
委員	愛知県	東三河総局企画調整部長	矢野 浩二
委員	長野県	総合政策課長	伊藤 一紀
委員	浜松商工会議所	専務理事	小杉 和弘
委員	磐田商工会議所	専務理事	鈴木 隆之
委員	湖西市商工会	事務局長	柴田 和利
委員	豊橋商工会議所	専務理事	星野 君夫
委員	豊川商工会議所	専務理事	松下 紀人
委員	新城市商工会	事務局長	山本 政義
副委員長	飯田商工会議所	専務理事	福澤 栄二
委員	駒ヶ根商工会議所	専務理事	富永 満
委員	長野県商工会連合会南信支所	支所長	清水 衆一
委員	地域づくりサポートネット	代表	山内 秀彦
委員	三遠南信住民ネットワーク協議会	世話人	平川 雄一
委員	みらい企画 律	代表	矢澤 律子

別表第2（第4条関係）

分類	団体	役職	氏名
オブザーバー	浜松信用金庫	法人営業部副部長	井口 浩利
オブザーバー	豊橋信用金庫	事業支援部理事・部長	渡邊 寛司
オブザーバー	飯田信用金庫	地域サポート部長	大蔵 雅彦
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	広域計画課長	森山 幸司
オブザーバー	国土交通省中部運輸局	交通政策部計画調整官	岩松 由洋
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課長	高橋 智彦
オブザーバー	経済産業省関東経済産業局	地域経済部地域振興課長	工藤 浩一
オブザーバー	経済産業省中部経済産業局	地域経済部地域振興課長	嶋田 明彦
オブザーバー	農林水産省関東農政局	企画調整室課長補佐	中村 浩一郎
オブザーバー	農林水産省東海農政局	農村振興部農村計画課長	山方 正治

別表第3（第8条関係）

費目	区分	支給金額の算出方法
費用弁償 (旅費)	交通費	<p>専門委員会に出席するために利用した公共交通機関にかかる鉄道賃及び車賃の合計とする。なお、出発場所は当該委員が平日日中に常時在席する場所（固定）とし、到着場所は専門委員会を開催する場所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道賃 <ul style="list-style-type: none"> ①その乗車に要する運賃 ②特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 70 キロメートル以上のものについては、指定席特急料金 ・車賃 <ul style="list-style-type: none"> 路線バス(乗合タクシーを含む)の旅客運賃の額 <p>ただし、やむを得ない事情により上記の方法によることが不適當である場合に限り、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>

第2次三遠南信地域連携ビジョン策定方針

1 第2次三遠南信地域連携ビジョンの策定について

平成20年に計画期間を概ね10年と定めて策定した、三遠南信地域連携ビジョンが期間の満了を迎えるため、三遠南信地域一体となった地域づくりの新たな指針となる、第2次三遠南信地域連携ビジョン（新ビジョン）を策定します。

2 新ビジョン策定にあたっての基本的考え方

現行の第1次三遠南信地域連携ビジョン（現行ビジョン）を基本とし、国土形成計画や中部圏広域地方計画などの国全体の構想や国土構造、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化、この10年間の三遠南信地域での連携の蓄積など、現行ビジョン策定時からの状況の変化をふまえ、現行ビジョンの体系や方針、具体的な実施を見据えた事業を見直すことで、三遠南信地域の目指すべき将来像を定めた新ビジョンへと更新します。

3 新ビジョンの計画期間

概ね10年間

4 新ビジョンの範囲

東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
遠州地域	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市
南信地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村

5 新ビジョンへと更新する現行ビジョンの主な項目

(1) 現行ビジョンの目的

- ①道州制や国土形成計画など県境を越える地域づくり制度へのアピール
- ②経済活動のグローバル化に対応した県境を越える産業競争力の強化
- ③市町村合併による地域構造の変化に対応した広域行政の推進
- ④地域連携活動の相乗効果の発揮
- ⑤県境を越えた社会基盤を活かした地域づくり

(2) 現行ビジョンのテーマ

三遠南信 250万流域都市圏の創造 ～世界につながる日本の中央回廊～

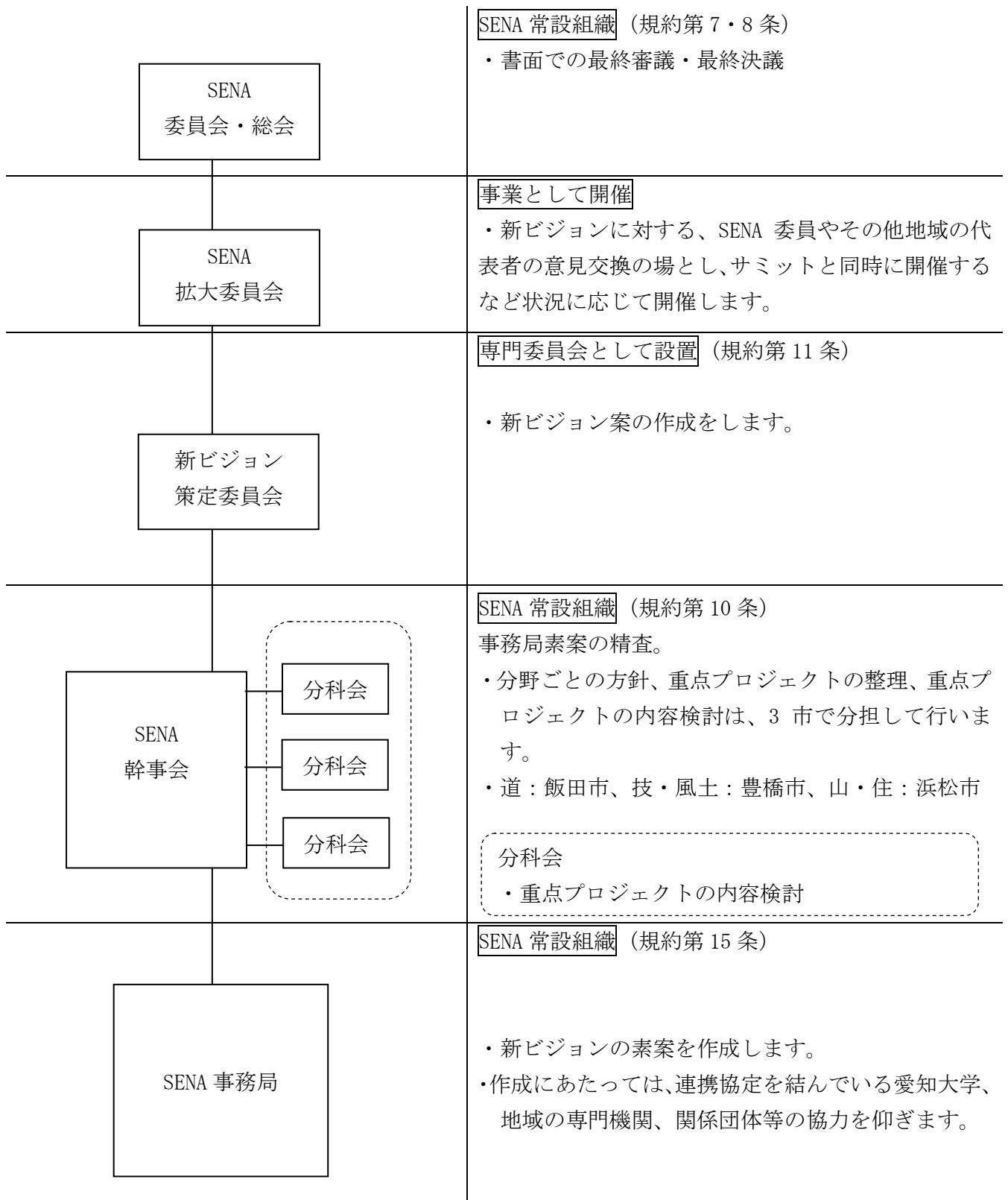
(3) 現行ビジョンの政策の基本方針

- ・道 「中部圏の中核となる地域基盤の形成」
- ・技 「持続発展的な産業集積の形成」
- ・風土 「塩の道エコミュージアムの形成」
- ・山 「中山間地域を活かす流域モデルの形成」
- ・住 「広域連携による安全・安心な地域の形成」

6 策定体制

SENA 専門委員会として設置する新ビジョン策定委員会において新ビジョン案を作成し、SENA 総会で決議します。

策定体制のイメージ



7 基礎調査等

SENA 構成員、連携協定を締結している愛知大学と連携し、現状把握と未来想定に必要な調査を行います。

- ・三遠南信地域の人口や経済状況などの基礎データ
- ・地域における各活動主体の現行ビジョンにむけた取組等の実施状況
- ・地域における各活動主体の新ビジョンにむけた意見

8 策定スケジュール

(1) 大まかな流れ

平成 29 年 6 月に新ビジョン策定委員会を設置、同年度に開催予定の第 25 回三遠南信サミット in 遠州で基本方針の検討を行い、平成 30 年度に開催予定の第 26 回三遠南信サミット in 東三河において、最終報告を行います。

(2) 詳細なスケジュール

年度 月	平成29年度												平成30年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
流れ	現ビジョン 検証		策定方針				骨子案報告																	最終報告	
策定作業	基礎データ 調査		施策体系の 見直し				基本方針の 検討	意見の 反映		事業の 報告 検討する	原案の 作成			原案の 修正										成案報告	
	事業の 洗い出し						事業の 検討			事業内容 の検討															
策定委員会 の流れ			策定方針 決定				基本方針 調整			骨子決定 事業の決定				原案 報告										成案 決定	
総会																									
委員会	●		●																						●
拡大 委員会																									●
策定 委員会					●		●			●															●
幹事会	●	●	●						●																●
分科会																									

10/30
三遠南信サミット
遠州

三遠南信サミット
東三河